

# 1月米国雇用統計は雇用増の一方、賃金上昇率鈍化

## ポイント① 20万人を超える雇用者数増

2月3日に発表された1月分米国雇用統計によると、非農業部門雇用者数は前月比22.7万人増加し、12月の同15.7万人増や市場の事前予想を上回るやや高め伸びとなりました。月間の雇用者の増加数が20万人を上回ったのは、昨年9月以来です（改定値ベース）。一方、失業率は4.8%と12月の4.7%から若干上昇しましたが、米国ではほぼ完全雇用状態と見られる5%の水準を9か月連続で下回りました。

## ポイント② 賃金上昇率は鈍化

民間非農業部門の時間当たり賃金は、前月比+0.1%、前年同月比+2.5%の伸びに留まり、前月比、前年同月比とも12月を下回りました。ただ、月々の振れがやや大きい統計ですので、1か月のデータだけで賃金上昇圧力が低下したと結論づけるのは尚早でしょう。

今回の雇用統計は、雇用者数は堅調に増大したものの、賃金上昇率が加速しなかったことから、FRB（米連邦準備制度理事会）が次回3月14、15日のFOMC（米連邦公開市場委員会）での利上げの可能性を高める内容ではなかったようです。雇用統計発表後の米国の財務省証券利回りはやや下がり、為替市場ではやや米ドル安に動きました。

## ポイント③ 製造業を重視するトランプ大統領

米国経済全体の雇用は堅調な増加が続いているものの、製造業の雇用者数は1月には前月比5,000人増と2か月連続で増えましたが、伸びは小さく、長期的減少傾向が止まったとは言えません。過去10年の動きを見ると、雇用の増大は専門・企業向けサービスを除けば週当たりの給与が相対的に低い分野が中心になっています。

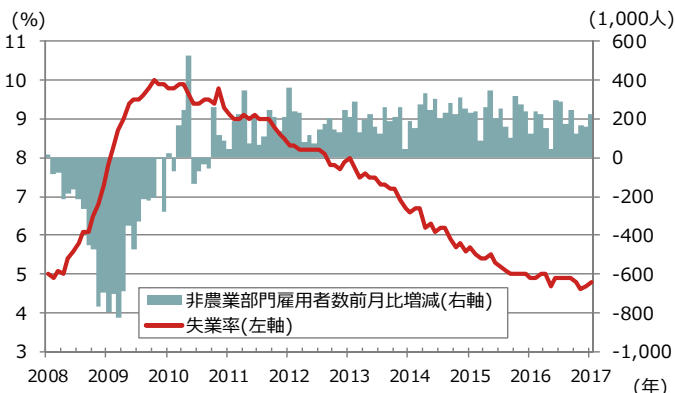
こうした状況は製造業の雇用を重視するトランプ大統領としては満足できるものではなく、今後も米国は対米貿易黒字国に雇用を奪われているという主張を続けそうです。

### 重要イベント

2月10日 日米首脳会談  
2月15日 米消費者物価指数（1月）  
2月22日 1/31、2/1開催のFOMC議事録発表

図1：米国の失業率と雇用者数

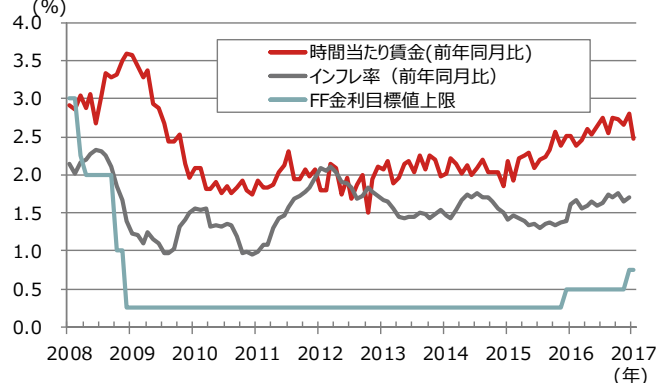
期間：2008年1月～2017年1月、月次



（出所）Bloombergより野村アセットマネジメント作成

図2：米国の賃金、インフレ率、政策金利

期間：2008年1月～2017年1月、月次



（注）インフレ率は個人消費デフレーター（エネルギー、食料品を除く）。  
データは2016年12月まで。

（出所）Bloombergより野村アセットマネジメント作成

図3：米産業別就業者数と週当たり賃金

	就業者数(1,000人)			週当たり給与(ドル/週)		
	07年1月	17年1月	増加数	07年1月	17年1月	上昇率(%)
民間合計	115,411	123,278	7,867	707	894	27
鉱業	706	672	-34	1,046	1,434	37
建設業	7,725	6,809	-916	856	1,109	30
製造業	14,008	12,341	-1,667	848	1,075	27
卸売	5,969	5,891	-78	889	1,165	31
小売	15,451	15,947	497	479	557	16
運輸、倉庫	4,530	5,050	520	745	915	23
公益	549	556	8	1,201	1,654	38
情報	3,030	2,767	-263	1,008	1,366	36
金融	8,389	8,397	8	922	1,208	31
専門・企業向けサービス	17,834	20,451	2,617	853	1,131	33
教育、健康	18,415	22,890	4,475	669	856	28
余暇、接待	13,338	15,790	2,452	316	395	25
その他サービス	5,467	5,717	250	567	749	32

（出所）米労働省データより野村アセットマネジメント作成

当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目録見書）の内容を必ずご確認ください。